

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表子ども未来部の項中

施設指導室

子ども健康課

を

子ども福祉課

に改め、同表都市整備部の項中「住宅整備課」を「住宅政策課」に改める。

第9条第1項人事課の項中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 秋田市職員退職手当基金の管理に関する事。

第12条第1項市民課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項福祉総務課の項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 災害弔慰金等支給審査委員会に関する事。

第13条第2項中「まで」の次に「および第20号」を加える。

第13条の2子ども総務課の項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども基本法（令和4年法律第77号）に基づくこども計画に関する

こと。

第13条の2子ども総務課の項第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 教育・保育施設および地域型保育事業の認可等ならびに子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(7) 教育・保育施設および地域型保育事業ならびに子ども・子育て支援施設等の指導監査に関すること。

(8) 母子生活支援施設の設置認可に関すること。

(9) 母子生活支援施設の指導監査に関すること。

第13条の2子ども育成課の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子どものための教育・保育給付に関すること。

第13条の2子ども育成課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条施設指導室の項を次のように改める。

子ども福祉課

(1) 助産施設および母子生活支援施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 児童扶養手当に関すること。

(3) 母子父子寡婦福祉資金に関すること。

(4) 児童手当に関すること。

(5) 子どもの福祉医療に関すること。

(6) 児童館に関すること。

(7) 放課後子ども教室および放課後児童クラブに関すること。

(8) 課の予算経理に関すること。

第13条の2子ども健康課の項を削る。

第17条建築指導課の項第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条住宅整備課の項中「住宅整備課」を「住宅政策課」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 空き家対策に関すること。

第34条の5および第34条の6を次のように改める。

(子ども家庭センター)

第34条の5 児童および妊産婦の福祉等に関する事務を処理するため、秋田市子ども家庭センター（以下「子ども家庭センター」という。）を秋田市八橋南一丁目8番3号に設置する。

2 子ども家庭センターは、子ども未来部に所属する機関とし、子ども家庭センターに次の課を置く。

子ども健康課

子育て相談支援課

(子ども家庭センターの課の分掌事務)

第34条の6 子ども家庭センターの課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども健康課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 小児慢性特定疾病医療支援に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (4) 不妊治療費助成事業に関すること。
- (5) 課の予算経理に関すること。

子育て相談支援課

- (1) 子どもおよび家庭の総合相談に関すること。
- (2) 要保護児童対策に関すること。
- (3) 女性相談に関すること。
- (4) 地域の子育て支援に関すること。
- (5) 子育ておよび自立支援に係る情報の提供に関すること。
- (6) 青少年の健全育成に関すること。
- (7) 少年指導センターに関すること。
- (8) 子ども広場に関すること。
- (9) 子育て交流室に関すること。
- (10) 課の予算経理に関すること。

第34条の8中「子ども未来部子ども育成課」を「子ども未来部子ども福祉課」に改める。

第34条の9第2項中「子ども未来部子ども未来センター」を「子ども家庭センター子育て相談支援課」に改める。

第35条の見出しを「（公設地方卸売市場の組織）」に改め、同条中「秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）」を「秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）」に、「中央卸売市場は」を「公設地方卸売市場は」に、「中央卸売市場に」を「公設地方卸売市場に」に改める。

第36条第1号中「中央卸売市場」を「公設地方卸売市場」に改め、同条第2号中「（中央卸売市場の市場施設に限る。以下同じ。）の維持管理」を「の管理（指定管理者が行うものを除く。）」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「場内営業許可」を「場内営業の承認」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「中央卸売市場運営協議会」を「公設地方卸売市場運営協議会」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「中央卸売市場取引委員会」を「公設地方卸売市場取引委員会」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「および」を「の許可および」に、「許可」を「承認」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削る。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第40条の4第1号中「運営および施設の管理」を「施設の管理（指定管理者が行うものを除く。）」に改める。

第47条第1項の表第2号中「中央卸売市場」を「公設地方卸売市場」に

改め、同表中

5	市民サービスセンター 所長	市民サービスセンター
---	------------------	------------

を

5
5の2

市民サービスセンター 所長	市民サービスセンター
子ども家庭センター所長	子ども家庭センター

に改め、同表第8号中「、子ども未

来センター」を削り、同条第2項の表第1号の4の次に次のように加える。

1の5	卸売市場再整備担当部長	公設地方卸売市場	上司の命を受けて、公設地方卸売市場の再整備に関する事務を掌る。
-----	-------------	----------	---------------------------------

第47条第2項の表第7号中「、子ども未来センター」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
子ども未来部子ども健康課参事	子ども家庭センター子ども健康課参事
子ども未来部子ども健康課副参事	子ども家庭センター子ども健康課副参事
子ども未来部子ども健康課主席主査	子ども家庭センター子ども健康課主席主査
子ども未来部子ども健康課主査	子ども家庭センター子ども健康課主査

子ども未来部子ども健康課主任	子ども家庭センター子ども健康課主任
子ども未来センター主席主査	子ども家庭センター子育て相談支援課主席主査
子ども未来センター主査	子ども家庭センター子育て相談支援課主査
子ども未来センター保育主査	子ども家庭センター子育て相談支援課保育主査
子ども未来センター主任	子ども家庭センター子育て相談支援課主任
中央卸売市場市場管理室長	公設地方卸売市場市場管理室長
中央卸売市場市場管理室主席主査	公設地方卸売市場市場管理室主席主査
中央卸売市場市場管理室主査	公設地方卸売市場市場管理室主査
中央卸売市場市場管理室主任	公設地方卸売市場市場管理室主任
住宅整備課副参事	住宅政策課副参事
住宅整備課主席主査	住宅政策課主席主査
住宅整備課主査	住宅政策課主査
住宅整備課主任	住宅政策課主任

3 令和6年3月31日において、次の表の左欄に掲げる課、室又は所に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は室に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
子ども未来部子ども健康課	子ども家庭センター子ども健康課
子ども未来センター	子ども家庭センター子育て相談支援課
中央卸売市場市場管理室	公設地方卸売市場市場管理室
住宅整備課	住宅政策課

